

JIS

送気マスク

JIS T 8153 : 2023

(JSAA/JSA)

令和 5 年 1 月 25 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 保安技術専門委員会 構成表

氏名	所属
(委員会長) 山 内 正 剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
(委員) 緒 方 隆 昌	一般社団法人日本非破壊検査協会
釘 宮 悅 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
小 松 克 行	公益社団法人日本保安用品協会
辻 創	一般財団法人カケンテスセンター
利 岡 英 和	日本安全靴工業会
永 井 明	公益社団法人日本アイソトープ協会
畠 澤 秀 人	建設業労働災害防止協会
山 田 崇 裕	学校法人近畿大学
山 本 多 絵 子	ミドリ安全株式会社

主 務 大 臣：厚生労働大臣、経済産業大臣 制定：昭和 49.8.1 改正：令和 5.1.25

官 報 掲 載 日：令和 5.1.25

原 案 作 成 者：公益社団法人日本保安用品協会

(〒113-0034 東京都文京区湯島 2-31-15 和光湯島ビル TEL 03-5804-3125)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会（部会長 松橋 隆治）

審議専門委員会：保安技術専門委員会（委員会長 山内 正剛）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者、厚生労働省労働基準局 安全衛生部化学物質対策課 [〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 TEL 03-5253-1111 (代表)] 又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 略語	3
5 種類及び形式	3
6 性能	4
6.1 漏れ率	4
6.2 面体をもつ送気マスクの面体内圧	4
6.3 ルーズフィット形 RI をもつ送気マスクの空気供給量	4
6.4 手動送風機形ホースマスクの空気供給量	5
6.5 低圧部の気密性	5
6.6 呼気弁の作動気密性	5
6.7 RI からホース連結部までの空気経路の強度	5
6.8 ホース連結部と SAR 用ホースとの接続部分の強度	5
6.9 電動送風機形ホースマスク及び手動送風機形ホースマスクの粉じん捕集効率	5
6.10 面体のしめひも取付部分及びしめひもの強度	5
6.11 SAR 用ホース及び RI からホース連結部までの空気経路における中圧ホースの耐圧性	5
6.12 SAR 用ホースの耐外圧変形性	6
6.13 SAR 用中圧ホースの曲げ性	6
6.14 SAR 用中圧ホースの旋回ねじれ性	6
6.15 全面形面体のアイピースの気密性	6
6.16 耳を覆う構造の RI の耳部における騒音レベル	6
6.17 ハーネスの強さ	6
6.18 電動送風機の耐久性	6
7 構造	6
7.1 一般	6
7.2 エアラインマスク	7
7.3 ホースマスク	8
7.4 各部の構造	10
8 材料	15
9 試験	15
9.1 漏れ率試験	15
9.2 面体をもつ送気マスクの面体内圧試験	20
9.3 ルーズフィット形 RI をもつ送気マスクの空気供給量試験	22
9.4 手動送風機形ホースマスクの空気供給量試験	23

9.5 低圧部の気密性試験	24
9.6 呼気弁の作動気密試験	25
9.7 RI からホース連結部までの空気経路の強度試験	25
9.8 ホース連結部と SAR 用ホースとの接続部分の強度試験	26
9.9 電動送風機形ホースマスク及び手動送風機形ホースマスクの粉じん捕集効率試験	27
9.10 面体のしめひも取付部分及びしめひもの強度試験	28
9.11 SAR 用ホースの耐外圧変形性試験	28
9.12 SAR 用中圧ホースの曲げ性試験	29
9.13 SAR 用中圧ホースの旋回ねじれ性試験	30
9.14 全面形面体のアイピースの気密性試験	32
9.15 耳を覆う構造の RI の耳部における騒音レベル試験	33
9.16 ハーネスの強さ試験	34
9.17 送風機の耐久性試験	34
10 検査	34
11 表示	34
12 取扱説明書	35
附属書 A (参考) エアラインマスクの空気源	36
附属書 B (参考) 呼吸可能空気の品質	37
附属書 C (参考) 複合式エアラインマスク	39
附属書 D (参考) 緊急時給気切換警報装置	40
解 説	41

まえがき

この規格は、産業標準化法第16条において準用する同法第12条第1項の規定に基づき、公益社団法人日本保安用品協会（JSAA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、厚生労働大臣及び経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS T 8153:2002**は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。厚生労働大臣、経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

(4)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

送気マスク

Supplied-air respirators

1 適用範囲

この規格は、工場、鉱山などの事業場、火災現場、船舶、トンネル〔ずい（隧）道〕その他の場所において、酸素欠乏空気、粒子状物質、ガス、蒸気などを吸入することによって人体に有害のおそれがあるときに使用する送気マスクについて規定する。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS B 1501 転がり軸受—鋼球

JIS C 1509-1 電気音響—サウンドレベルメータ（騒音計）—第1部：仕様

JIS K 6330-2 ゴム及びプラスチックホース試験方法—第2部：ホース及びホースアセンブリの耐圧性

JIS T 8001 呼吸用保護具用語

JIS T 8141 遮光保護具

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語の定義は、**JIS T 8001**によるほか、次による。

3.1

エアラインマスクの最高使用圧力

エアラインマスクを適切に使用するために製造業者が指定する圧力範囲の最高圧力

3.2

エアラインマスクの最低使用圧力

エアラインマスクを適切に使用するために製造業者が指定する圧力範囲の最低圧力

3.3

SAR用中圧ホース

エアラインマスク用として呼吸可能な中圧の空気を空気源からホース連結部まで通すための可とう（撓）性の管

注釈1 中圧は、ゲージ圧力が98 kPa～980 kPaの範囲の圧力である。